

丹波篠山市第10期介護保険事業計画基礎調査業務仕様書

1 業務名

丹波篠山市第10期介護保険事業計画基礎調査業務

2 業務の目的

丹波篠山市第10期介護保険事業計画を令和8年度に策定するにあたり、令和7年度にニーズ調査（アンケート調査）を実施する。

3 契約期間

令和7年8月1日から令和8年2月27日まで

4 前提条件

令和8年度に策定予定の丹波篠山市第10期介護保険事業計画策定について、本業務の受託者を契約候補者と想定している。

なお、本市の介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定しているが、あわせて、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく、高齢者保健福祉計画についても一体的に策定している。このため、令和8年度に策定する計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものとする。

5 業務内容

本業務は、介護保険事業計画の基礎調査として位置づけている。受託者は、介護保険に係るニーズ調査について、国の日常生活圏域ニーズ調査の項目を含む調査項目について、調査票の設計、配布を行い、回収した調査票について、集計、分析を行い、報告書を作成し、提出すること。

調査票配布対象者は、3,000名とし、本市において抽出した送付先情報に基づき、調査票の発送を行い、回収を行うものとする。

※調査実施にあたっては、本市に対して助言、提案、支援を行うこと。

6 業務スケジュール（予定）

契約予定日	令和7年8月1日（金）
調査票設計～印刷	令和7年10月末まで
調査票発送～回収	令和7年11月～令和8年1月
集計、分析	令和8年2月まで
報告書等提出期限	令和8年2月27日（金）

7 委託料上限額

本業務の委託料上限額は次のとおりとする。

3,740,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額を超える見積を提示した場合は失格とする。

8 データ保護

調査では個人情報を取り扱うことが想定されるため、個人情報取扱責任者を配置し、個人情報の保護に万全を期すこと。

また、調査実施後は個人情報を確実に削除すること。

9 成果品

受託者は、調査結果をまとめた報告書を作成し、調査データなどとともに以下のとおり納入すること。

- ・調査結果報告書一式（紙媒体及びデータ）
- ・調査票回答データ（生データ）

10 その他

この仕様に定めのない事項は、本市と協議のうえ決定するものとする。